熊本県個人情報保護制度審議会議事録

- 1 日 時 平成27年8月31日(月)午前10時から午前11時10分まで
- 2 場 所 熊本県庁行政棟本館 審議会室
- 3 出席者

審議会委員 衛藤会長 金澤委員 澤田委員 孫委員 浪本委員 実施機関 熊本県総務部税務課 清水課長補佐 古閑参事 事務局 県政情報文書課 田原課長 守屋課長補佐 永田主幹 山富主事

4 議事等

- (1) 前回議事録の確定
- (2)条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い についての意見の聴取(県税の賦課徴収等に関する事務)
- (3)報告事項
- 5 審議内容

会 長 それでは、議事次第に従って進めてまいります。 まず、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次のとおり予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

- ① 前回議事録の確定
- ② 条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の聴取(県税の賦課徴収等に関する事務)
- ③ 報告事項

以上でございます。

会 長 その他、事務局から何かございますか。

事務局 配付資料の確認をお願いいたします。 〈資料確認〉

(1)前回議事録の確定

まず、前回議事録の確定を行います。事前に事務局から議事録案が配付されておりますが、加除訂正等ございますか。

各委員 (意見等なし)

会 長 ┃ それでは、この内容で議事録を確定いたします。

(2)条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い についての意見の聴取(県税の賦課徴収等に関する事務)

会 長

それでは、前回継続審議となっておりました、条例第35条第2項第2号の評価書に 記載された特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の聴取を行います。

まず、資料3-1の20ページ、特定個人情報の使用に係るリスク対策から、実施機関の説明をお願いいたします。

税務課

〈資料3-1、20ページにより説明〉

会 長

引き続き、チェックリストについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

〈資料3-2、6ページにより説明〉

会 長

今、説明のあった項目について、御意見、御質問等ございますか。

澤田委員

よろしいでしょうか。細目34及び37にもかかってくる話になりますが、利用者のユーザ認証にICカードを用いるとのことですが、例えば、ICカードの貸し借り等があると、責任の所在が不明確になってしまいます。そのような取扱いを防ぐための研修等は行われるのでしょうか。

税務課

研修の具体的内容については、これから検討していくことになりますが、日常の業務を処理するうえで、個人情報の取扱いはどうあるべきかという視点で研修を行うこととなりますし、当然、その中で、ICカードの貸し借り等は禁止である旨も盛り込むこととなります。

澤田委員

I Cカード自体の保管方法についても、例えば、引き出しに入れっぱなしでは不正に使われてしまう可能性がありますし、パスワードの管理についても同様です。そのような視点も盛り込んでいただければと思います。

会 長

細目35になりますが、職員の異動情報に基づいてICカードを発行し、IDを割り当てるとありますが、ICカードを紛失してしまった場合には、どのような措置を取られるのでしょうか。

税務課

I Cカードを紛失してしまった場合は、当該 I Cカードについて、システム側の認証を取り消し、その I Cカード自体を使用することができないようにします。

金澤委員

チェックリストの確認を要する事項として、委託先での取扱いについてと記載されていますが、こちらについて御説明いただいてもよろしいでしょうか。

税務課

細目38については、委託先の従業者においても同様に、システムの操作ログを記録 し、研修や自己点検等を実施します。細目39についても同様です。

金澤委員

何らかの形で、評価書の記載に反映させられるとよいのではないでしょうか。

浪本委員

細目37と38に係ることですが、まず、評価書に記載されてはいませんが、アクセスに失敗した記録というのは記録されることになるのでしょうか。また、ログ全体はどのくらいの期間保存されていて、後日アクセス可能なのでしょうか。

税務課

システムへのログインの記録は、現在も、アクセスの失敗の記録を含めて、どのID 及びパスワードでログインしたかという情報をすべて記録しています。

また、ログの保存期間については、現在のところ、制限を定めてはおりません。現時点では無期限となっております。

孫委員

ログイン等の記録を残しているということですが、その記録を定期的に確認及び報告する方法はありますか。たとえログを残していたとしても、確認をしなければ、異常があることは分かりません。また、ログに不審なアクセス記録等があった場合、管理者にどのような形で報告がされることになるのでしょうか。

税務課

御指摘いただいた点は非常に重要であると認識しておりますが、現実的に、税業務を行う職員が約250名おり、業務でシステムを使用するに当たり、記録されるログの量は大変膨大なものとなります。その中から、怪しいと思われる記録を発見するのは非常に困難であり、不正なことがあった場合に、追跡調査を行う目的で、ログの保存をすると位置づけております。

澤田委員

ログを残していることを周知しておくことが、不正使用の抑止力になることは考えられるのではないでしょうか。

税務課

ログの保存については、職員に周知する予定でございます。

孫委員

しかし、ログの確認を行わなければ、不正なアクセス等が明らかにならず、記録をしている意味がなくなってしまうのではないでしょうか。

税務課

今のところ、仕組みとして用意はしておりません。また、現状では、その操作が業務によるものか業務以外のものかということは、ログのみで判断することはできないと考えております。

孫委員

ひとつ、課題ではないかと思います。

会 長

澤田委員の御意見としては、不正使用の予防的観点から、ログを記録していることを 周知してはどうかということ、また、孫委員の御意見としては、それだけでは不十分で 、ログの確認まで行わなければならないということでした。この点は、意見を付す事項 としてはどうでしょう。

他に、御意見等ありますか。

各委員

(意見等なし)

会 長

それでは、今の点を意見として付したうえで、当該項目についてはおおむね妥当と判断してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会 長

それでは、次の項目に移ります。

特定個人情報の取扱いの委託について、実施機関及び事務局からの説明をお願いいたします。

税務課

〈資料3-1、21ページにより説明〉

事務局

〈資料3-2、6ページにより説明〉

金澤委員

細目43について、ログの記録の保管期間はどのくらいでしょうか。

税務課

ログの保存期間については、現在のところ、制限を定めてはおりませんので、委託先においても同様に、無期限となっております。

金澤委員

細目45についてですが、先ほどの御説明の中では「業務完了後ただちに県に返還する」とありましたが、評価書においても同様に「ただちに」と具体的に記載していただいた方がよりよいのではないかと思います。やはり、委託先からの個人情報の流出の不安は大きいものですので。

税務課

文言の修正ということで、御意見として承りたいと思います。なお、補足でございますが、評価書として記載を整理するに当たり、このような形になっておりますが、実際の取扱いとしては、委託先への特定個人情報の提供の必要性について、現時点では想定しておりません。

会 長

他に御意見等ありませんか。

では、今の点を意見として付して、当該項目については適当であると判断いたします

それでは、次の項目に移ります。特定個人情報の提供・移転、また、情報提供ネット ワークシステムとの接続について、実施機関及び事務局からの説明をお願いします。

税務課

当該事務においては、特定個人情報の提供・移転及び情報提供ネットワークシステムとの接続は行いませんので、評価書に記載はしておりません。〈資料3-1、22~23ページ〉

事務局

チェックリストについても、評価書の記載がありませんので、当該項目は該当なしと しております。〈資料3-2、8~9ページ〉

会 長

では続いて、特定個人情報の保管・消去について説明をお願いします。

税務課

〈資料3-1、24~25ページにより説明〉

事務局

〈資料3-2、10ページにより説明〉

澤田委員

細目66について、亡くなられた方の情報を分けて保管していないのは、なぜなのでしょうか。まったく区別することなく管理されているということですか。

税務課

現状では、そうなっております。県税事務においては、誰かが亡くなられたという情報を入手する手段がありません。市町村においては住民基本台帳がありますが、県においては、例えば、御家族等からの申出がない限り、そのような情報自体を把握する手段がないというのが実状です。

澤田委員

県の場合は、実状としてそのような情報を把握する手段がなく、データとして蓄積していくほかないということですか。

税務課

そうでございます。もちろん、御家族等から申出があった場合は、変更の手続をして おります。

浪本委員

細目63について、インターネットに接続している間は、情報漏洩のリスクが特に高まると思いますけれども、当該記載にあるインターネット接続が必要な場合というのはどのような場合でしょうか。また、時間としては、どのくらいの時間の長さで、インターネットに接続することになるのでしょうか。

税務課

インターネット接続が必要な場合については、提出された申告書等において、申告書のみでは分からない事項の確認のため、インターネットを利用しております。常時接続しているというわけではなく、必要な場合のみ、時間的に切り替えて使用しております

浪本委員

検索をする頻度はどのくらいでしょうか。

税務課

一日のうちに何度かというくらいの頻度になります。

まだ評価書に記載できる段階ではありませんが、インターネット接続専用の端末を別に準備することも想定しております。

浪本委員

別端末の使用については、ぜひ御検討いただければと思います。よりリスクを軽減することができると思いますので。

会 長

今出た御意見も、意見を付す事項として取り上げてはいかがでしょう。

それでは続いて、その他のリスク対策、また、それ以降の項目について説明をお願いします。

税務課

〈資料3-1、26~28ページにより説明〉

・補足説明。28ページ「2.⑤評価書への反映」欄について、「情報漏洩」の次に「対策を追記。」という記載あり。

事務局

〈資料3-2、11ページにより説明〉

澤田委員

細目70について、自己点検という言葉はこれまでにも出てきましたが、具体的にどのようなことを実施するのか、よく分からない部分もございますので、この記載欄に、例えば、どのような体制で、どのような時期に実施するのか等、より詳しく記載をお願いできればと思います。

併せて、先ほど操作ログの記録についての話がありました。各所属において記録されているのか本庁でまとめて記録されているのかは分かりませんが、確かに、全件解析す

ることは難しいと思います。しかし、例えば、ある部分を抜き出して記録を突き合わせてみて、不正な操作がなされていないか確認してみるというような、サンプル的なチェックをすることは可能ではないでしょうか。御検討いただければと思います。

税務課

御意見を受けて、検討させていただきます。

会 長

それでは、今の点についても、意見を付す事項としたいと思います。

以上で、全ての項目についてのチェックが終わりました。いくつか意見を付す事項がありましたけれども、それらを盛り込んだうえで、評価書案については、適当であると答申することとなります。

答申案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明に当たり、前回、住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務について行った答申を配付いたします。

〈前回答申配付〉

主文において「標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させているリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じていると認められる。」と結論を述べ、なお書き以下において、意見を付す事項として3項目挙げております。

そこで、これまで御審議いただいた内容を踏まえ、今回の答申において意見を付す事項の確認をさせていただきます。

(前回審議会分)

・資料3-1、18ページ。特定個人情報の入手に係るリスクについて。 細目24及び25、研修を実施する旨の記載があるが、具体的な実施回数を明記しては どうか。

(本日審議会分)

- ・資料3-1、20ページ。特定個人情報の使用に係るリスクについて。 アクセスログについては、ICカード及びパスワードの管理方法を徹底すること。
- ・操作ログについて、事後的な追跡調査のみならず、定期的な点検、また、サンプル チェックの実施を検討すること。
- ・資料3-1、21ページ。特定個人情報の委託に係るリスクについて。 細目45、県が貸与した情報は業務完了後、直ちに県に返還することが確認されたため、その旨を明記すること。
- ・資料3-1、24ページ。特定個人情報の保管・消去に係るリスクについて。 細目63、インターネット接続について、情報漏えいのリスク軽減のため、専用端末 を準備する等の対策を検討すること。
- 資料3-1、26ページ。その他のリスク対策について。

細目70、自己点検の具体的な内容を明記すること。

以上のような項目を、意見を付す事項として、答申案を作成させていただければと思います。

会 長

今、事務局から意見を付す事項について確認がありましたが、漏れ等はありませんで しょうか。

各委員 (意見等なし)

会 長 それでは、本件の答申案としては、事務局の説明のとおりといたします。具体的な答申文については、会長に一任していただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員 〈意見等なし〉

事務局

会 長 答申文の詳細は、私と事務局とで調整させていただきます。

(3)報告事項

会 長 続いて、報告事項として、行政不服審査法の改正に係る熊本県個人情報保護条例の一 部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

6月に開催した第1回目の審議会において、行政不服審査法に係る熊本県個人情報保護条例の一部改正について諮問を行う予定であると御説明したとこですが、検討を進める中で、本件については、他の関連規定と一括して整備条例にて改正すること、また、法律の改正に伴い規定を整備するものであり、パブリックコメントを行わないこととしました。これを受けて、本件については、諮問という形ではなく、改正後に報告という形で、その内容を御説明させていただきたいと考えております。

本日は、条例改正の基となる行政不服審査法の改正内容について、御説明させていただきます。

〈資料「改正行政不服審査法について(平成27年7月 総務省行政管理局)」により説明〉

- ・平成26年に行政不服審査法関連3法案が成立、公布され、公正性・利便性の向 上等の観点から抜本的な見直しが行われた。
- ・改正のポイントとしては、①不服申立ての種類を原則「審査請求」に一元化、② 審理員制度の導入、③行政不服審査会等への諮問手続の新設、④審査請求期間を 3か月に延長等が挙げられる。
- ・開示決定等に関する不服申立てについては、現行で情報公開・個人情報保護審査会による諮問・答申を経て決定等が行われていることから、審理員制度等の適用を除外されている。
- ・本県においても、国と同様、情報公開審査会及び個人情報保護審査会への諮問手 続きを適用除外とする方向で検討を進めている。
- ・平成28年4月施行を見据え、12月議会へ条例改正案を提案予定である。

各委員 (質問等なし)

次回の審議会について

会 長 以上で、本日の審議を終了します。 次回の審議会の内容等について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 ┃ 次回審議会については、例年どおり年度末の開催を予定しております。

日程については、改めて調整させていただきます。 会 長 それでは、これで本日の審議会を終了いたします。